## 宅地等開発事業届出に関わる手引き

担 当 課:館山市建設環境部

都市計画課都市計画係

電 話:0470(22)3640

- 1 館山市内において 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の宅地等開発事業を行おうとする場合は、 宅地等開発事業届出書により届出をお願いしています。
- 2 届出に当たっては、次の書類を添えて提出してください。
  - ・ 案内図 縮尺 25,000 分の 1 以上もの
  - ・ 位置図 縮尺 2,500 以上のもの
  - ・ 公図の写し(開発区域を赤線で示し、区域内及び隣接土地所有者を記入)
  - ・ 土地利用計画図 縮尺 600 分の 1 以上
  - ・ 排水放流経路図 縮尺 2,500 分の 1 以上(位置図に表示することも可)
- 3 届出に対しては、考えられる必要な協議事項や問題点等を指示事項として通知します。 これに従い関係機関等と協議を行い、その結果を回答書により報告してください。
- 4 工事完了後は工事完了届出書を提出し、工事完了確認を受けてください。
- 5 届出窓口
  - 3号館2階都市計画課都市計画係